

「(仮称) 白岡町自治基本条例 (白岡町まちづくり条例) をつくる会」

第8回全体会議・ワークショップの概要

日 時 平成21年12月20日 (日) 午後1時32分～4時58分

会 場 庁舎4階 会議室403

出席委員 五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、日下、古嶋、櫻井、佐々木、嶋津、利根川、
(敬称略) 野口、橋本、平田、広辺、藤巻、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局 (町職員等) 折原、鈴木、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議 その1

本日のワークショップで行う以下の作業内容を確認した。

ア 前回(12月6日)のワークショップで各グループが挙げた「中項目」を整理した「別紙7」を踏まえながら、不足等がないか、また「中項目」として挙げた理由について話し合う。

イ アの作業で各グループが挙げた「中項目」のうち、条例の素案に盛り込む項目案の「中項目」を決める作業を行う。

(2) ワークショップ

(敬称略)

Aグループ	神田(発表)、金子、野口、橋本、平田
Bグループ	広辺(発表)、五十嵐、遠藤、櫻井、佐々木、利根川、藤巻
Cグループ	吉野(発表)、内山、日下、古嶋、嶋津

各グループに分かれて、全体会議で確認した作業内容のとおりワークショップを行った。

(3) ワークショップのまとめ

ア 条例の素案に盛り込みたい項目案の「大項目」に対応する「中項目」を話し合った結果、仮の大枠である「大項目」に変更が生じた。

(イ) 「前文」は「総論」と分ける。また、「前文」については、条例全体に係るものとして最後に議論することとする。

(ロ) 「地域経営・(計画)・住民投票・住民参加」は、「(住民投票)」とする。

イ 条例の素案に盛り込む項目案の「中項目」について

アの条例の素案に盛り込みたい「大項目」に対応する仮の「中項目」は、次のとおりとなった。

大項目	中項目
前文	立地、まちの目指す姿、現況
I 総論	理念、目的、(定義)
II (住民) 市民	住民(定義)、権利、責務
III 住民協働	定義、みんなでまちづくり、住民参画のしくみ
IV 行政	行政の責務、町長の責務、職員の責務、(行政組織のあり方)、(財政)
V 議会	議会の責務、議員の責務、(町政の監視と報告義務)
VI 地域自治・コミュニティ	行政区(自治会)、地域活動、行政区の役割と責務
VII 情報公開・情報共有	範囲、公開と提供の原則(罰則)、共有のしくみ
VIII (住民投票)	意義、範囲、制度、住民の参画(住民投票)
IX まちづくり	タウンミーティング、計画、安心安全、ボランティア、産業、福祉、環境
X 教育・次世代・子育て	子育て、生涯学習
XI 改廃	改廃

※詳細については、議事録を参照してください。

(4) 全体会議 その2 ～今後の進め方について～

ア 事務局から、以下のことを委員に説明した。

- ㊴ 条例の素案の全体像を把握するための大枠となる大項目及び中項目を決めた。
- ㊵ 次回のワークショップからは、条例の素案に盛り込みたい項目案の大項目に対応する中項目について、内容とその考え方などを、「条例の素案に盛り込みたい事項とその考え方(理由)シート」(※配付資料参照のこと)を基に議論を深める作業に入っていく。

イ 会長から委員に諮り、以下のことが承認された。

- ㊴ つくる会が作成する「条例の素案」の形(最終形)にするため、シートで挙げてきたものを集約する作業を担う「作業部会」を設置する。
- ㊵ 「作業部会」は、会長と副会長を含むA、B、Cの各グループから2名ずつ選出し、6名で構成する。

(5) その他

第1回、第2回、第3回、及び第6回の議事録の確認をお願いする。修正などがあれば、12月25日までに事務局へ連絡いただきたい。

2 次回の日程

平成22年1月9日(土) 午前9時から、庁舎の会議室403で行う。

（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第8回全体会議及びワークショップ

- 1 日 時 平成21年12月20日（日）午後1時30分～4時30分
2 場 所 町役場4階 会議室403
3 内 容

全体会議では、本日のワークショップで皆さんが行う作業内容の確認を行います。

ワークショップでは、前回に引き続き、「中項目」を洗い出し、つくる会全体で「中項目」の大枠を決める作業を中心に行います。

4 プログラム

時間の目安	内 容
13:30	開会
13:30～13:40	あいさつ（「つくる会」内山会長・折原町民活動推進課長）
13:40～16:20 （適宜休憩）	<p>1 全体会議（議長：内山会長） 本日の「ワークショップ」の進め方について、事務局から説明を行います。</p> <p>2 3グループによるワークショップ ※作業内容については、裏面のとおりです。</p> <p>(1) 前回に引き続き、条例の素案の「中項目」の洗い出しを行います。</p> <p>(2) グループごとに発表した後、全体で調整し、整理します。</p> <p>3 全体会議（議長：内山会長） 今後の進め方について</p> <p>4 3グループによるワークショップ 残りの時間で、大項目「総論」に対応する「中項目」の内容（中身）について話し合います。</p>
16:20～16:30	事務連絡
16:30	閉会

ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、前回に引き続き、条例の素案の「中項目」の大枠となる項目を洗い出す作業を中心に行います。

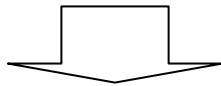
この作業は、皆さんがつくる「条例の素案」の全体像を把握するための重要な作業となります。

【中項目の大枠を決める作業】

条例の素案の「中項目」として挙げた項目に不足等がないか、また、それをなぜ「中項目」としたいのか、その理由について話し合います。

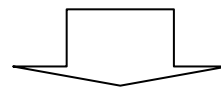
条例の素案の全体像を把握するために、すべての「大項目」に対応する「中項目」について話し合ってください。

その際には、【白岡町の良いところ、悪いところ】(別紙3)として挙げた「理由」,「背景」,「課題」なども参考にしてください。



「どのような内容を『中項目』に盛り込みたいか」について、グループごとに発表してください。

の作業で出した「中項目」について、グループごとに発表してください。



グループごとに違う「中項目」について、全体で調整・整理を行います。

で発表した「中項目」について、つくる会全体として条例の素案にどれを盛り込むか、議論していきます。

* * * * *

【「総論」の具体的な内容の検討】

大項目「総論」に対応する「中項目」の各項目について、具体的な内容(中身)を議論します。議論した経緯については、「別紙8」に記録します。

の作業で、つくる会全体で確認した「中項目」のうち、大項目「総論」に対応する「中項目」の各項目について、具体的にはどのような内容(中身)となるのか話し合います。

具体的には、「なぜその項目を盛り込んだのか」についての「目的」,「理由」,「背景」などについて話し合い、書記の方が「別紙8」に記録してください。



「別紙8」を提出して終了です。
おつかれさまでした!



別紙6 条例の素案の「大項目」として盛り込みたい内容(仮)

(H21.12.6 現在)

理 念	A
(前文)総論	A B C
(住民)市民	A B C
住民協働	A B C
行 政	A B C
議 会	A B C
地域自治	A
コミュニティ	B C
情報公開・共有	A B C
地域経営	B
(計画)	B
住民投票	C
住民参加	A B
まちづくり	C
教育・次世代	A B C
子育て	B
改 廃	A B C

以下は、「大項目」でなく「まちづくり」の中で、仮に「中項目」としておく。

福 祉	A
治安・防災	A
環 境	A B
産業振興	A
農 業	B

- 1 A B Cはグループ名
- 2 A B Cの字体は、全体の議論で追加となったもの
- 3 A B Cの網掛けは、A B Cすべてのグループで共通して条例の素案の「大項目」に盛り込みたいという意見だったもの 議論の結果3グループ共通となったものも含む。(表現が違うものであっても、内容・意味が同じものについては網掛け)
- 4 A Bの下線は、3グループのうち、2グループが「盛り込みたい」という意見だったもの

条例の素案に盛り込みたい項目案(委員案)

H21. 12. 6現在

大項目	中項目	小項目
I (前文)総論	総則 理念 自治の基本原則 目的・定義 現状認識 特徴と背景と理想 大都市近郊の町 自然環境	目的 定義 目指すまちづくり 基本原則 町の概要 公共の原則
II (住民)市民	住民とは(定義) 心構え 権利と責務 義務 市民の責務(権利、責任、義務)	住民の権利 責務 意見提供制度 公共施設の管理請求
III 住民協働	意義と役割 定義 NPO・ボランティア 心構え(積極的参加) 原則(罰則) 内発的発展 住民参加 住民の参画	評価委員会 ガイドライン 監視システム
IV 行政	行政の責務 運営 財政 能率 連携 役場のあり方 町長 町長・職員の責務 町民との関わり(もしくは協働のシステム) 行政組織 基盤整備	
V 議会	町政の監視 町民への報告義務(罰則) 議会・議員の責務とあり方	
VI 地域自治・コミュニティ	行政区 行政区と自治会 区長の責務 行政区、自治会の役割 地域委員会 地域活動	

条例の素案に盛り込みたい項目案(委員案)

H21. 12. 6現在

大項目	中項目	小項目
Ⅶ 情報公開・共有	範囲 公開と提供の原則(罰則) 情報公開 情報共有	
Ⅷ 地域経営・(計画)・住民投票・住民参加	投票制度の意義 範囲 投票者 住民投票 住民参加 住民の参画 都市計画 農地、その他の計画	
Ⅸ まちづくり	産業 福祉 環境 治安 防災 安心・安全 産業 福祉 環境 ボランティア	
Ⅹ 教育・次世代・子育て	子育て 生涯学習 生涯教育 地域社会と学校の連携 三世代向け教育 教育	
Ⅺ 改廃	改廃の手続き	
Ⅻ		
ⅩⅢ		



3グループを集約

(仮)大項目(出された順)	グループ	中項目	小項目	別紙3から条文に入れたい意見(番号等を記入)
I (前文)総論	A	総則、理念、自治の基本原則、特徴と背景と理想	目的、定義、目指すまちづくり、基本原則、町の概要、公共の原則	28、48、36、38、41、12、1、21、24、26
	B	大都市近郊の町、自然環境、目的・定義		
	C	理念、現状認識		(1)1、6、12 全体 (2)28、38、76、73 (3)138 (4)159、189
II (住民)市民	A	権利と責務、住民とは(定義)	住民の権利、責務、意見提供制度、公共施設の管理請求	300、63、74、77、78
	B	権利、義務、心構え		
	C	市民の責務(権利、責任、義務) ※定義		(4)185、187、156、173 市民の社会的(?)責務・義務・権利
III 住民協働	A	住民参加、意義と役割、NPO・ボランティア	評価委員会、ガイドライン、監視システム	165、206、301、311
	B	定義、心構え(積極的参加) 原則(罰則)←例)裁判員制度 →内発性はどうか?		
	C	住民の参画		
IV 行政	A	行政の責務、運営、財政、能率、役場のあり方、連携、町長		
	B	町長・職員の責務 町民との関わり(もしくは協働のシステム)		
	C	町長・職員の責務、行政組織、財政、基盤整備		
V 議会	A	責務とあり方、町政の監視		
	B	責務、町民への報告義務(罰則)		
	C	議会・議員の責務		
VI 地域自治・コミュニティ	A	行政区、地域委員会、地域活動		
	B	行政区と自治会、区長の責務		
	C	行政区、自治会の役割		



3グループを集約

(仮)大項目(出された順)	グループ	中項目	小項目	別紙3から条文に入れたい意見(番号等を記入)
Ⅶ 情報公開・共有	A	範囲		
	B	公開と提供の原則(罰則)		
	C	情報公開、情報共有		
Ⅷ 地域経営・(計画)・住民投票・住民参加	A	投票制度の意義、範囲、投票者		
	B	住民投票、都市計画、農地、その他の計画		
	C	住民参加(住民投票)、住民の参画		
Ⅸ まちづくり	A	産業、福祉、環境、治安、防災		
	B	※Cグループにお任せ		
	C	産業、福祉・環境、安心・安全、ボランティア		
Ⅹ 教育・次世代・子育て	A	子育て、生涯学習、地域社会と学校の連携		
	B	三世代向け教育、子育て、生涯教育		
	C	教育、子育て		
Ⅺ 改廃	A			
	B	改廃の手続き		
	C			
Ⅻ				
XⅢ				

条例の素案に盛り込みたい事項とその考え方(理由)シート (H . . . 現在)

1 大項目	総論
2 中項目	
3 小項目(あれば)	
4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など 完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>	
5 その理由(考え方・説明・意義など) ・盛り込むことの目的(理由・背景) ・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など	
6 議論の経過・経緯の記録	
7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など ・残された課題(結論が出なかった事項) ・今後も継続して議論を要する事項	

このシートを提出してください。

条例の素案に盛り込みたい事項とその考え方(理由)シート (H . . 現在)

1 大項目	市民
2 中項目	市民の責務
3 小項目(あれば)	
4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など 完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>	
市民は、お互いにまちづくりへの参加を促し合わなければならない。	
5 その理由(考え方・説明・意義など)・盛り込むことの目的(理由・背景) ・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民も、行政任せではなく、まちづくりに参加しなければ「よいまち」にはならないのではないかと。 ・明文化することにより、一人ひとりが自覚、意識することにつながり、自立することになる。 	
6 議論の経過・経緯の記録	
<p>「コミュニティの機能が希薄な中で、参加を促し合うことまでできるのか」という意見があったが、少しでも多くの市民に主体的にまちづくりに取り組んでもらいたいので、行政からの呼びかけだけでなく、市民がお互いに参加を呼びかけあい、自分たちでできることは自分たちで取り組むのだということを、コミュニティの活動の場から意識してもらう必要があるという議論から、あえて市民の責務として盛り込むこととした。</p>	
7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など ・残された課題(結論が出なかった事項) ・今後も継続して議論を要する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティ」や「住民協働」の内容と連動して考えなくてはならない。 ・どこまでのレベルで参加を促すことを考えるか。 	

このシートを提出してください。

「つくる会」が作成する 「条例の素案」のイメージ

町長へ提出する、「つくる会」としての最終の形のイメージ

第 章 市民

第 節 市民の責務

市民は、法令等に規定された義務を遵守しなければなりません。

市民は、行政に強い関心を持ち続けるように務めなければなりません。

市民は、まちづくりに参加する際、公共性の視点を持って行動しなければなりません。

趣旨

本条項は、………に向けて取り組む際の………を明らかにしたものです。

考え方

について

ここでいう「法令等」とは や を含みます。これは………することが………するためには重要だからです。

について

可能な範囲でまちづくりに参加してもらうために、行政だけではなく市民がお互いに参加を呼びかけあう必要があります。

について

参加する場合は、一部の人のためだけでなく、まちづくりという大きな視野を持ち行動する必要があります。

ワークショップでは、「盛り込む具体的な『内容』は何か」、「なぜその項目を条例の素案に盛り込みたいのか（理由・考え方など）」などについて議論を深めます。

今後、つくる会の委員のみなさんが各種団体に対して、条例の素案についての考え方などを説明する際に、説得力を持つものになるかどうかの重要な議論となります。

そのためには、以下のような論点・視点で議論し、委員が共通の認識を持つ必要があります。

なお、話し合った内容については「別紙8」に記録してください。（提出していただきます。）

論点・視点（例示）

- ・ 具体的な内容はどうするのか。それをどのように表現するのか。
- ・ なぜその内容を挙げるのか。（理由・考え方）
- ・ 誰もが理解できるか。用語を定義する必要はあるか。
- ・ まちづくりにどうつなげる（つながる）か。
- ・ 現状はどうか。課題はどうか。
- ・ 住民・議会・行政がどうかかわり、協働していけばいいのか。
- ・ 無関心な人を巻き込んでいくためにはどのようにすればいいのか。
- ・ 何をどのようにすれば理想の町になるのか。
- ・ 今後の方向性はどうか。

など

これはあくまでも「例示」ですので、いろいろな場面や年代、時系列、地域性などを想定し、さまざま観点から議論してください。